

奥州市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

令和7年4月1日 開始！

奥州市では、あらゆる立場の人々が個人として尊重され多様性を認め合う社会の実現を目指し、令和7年4月1日から「奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティ(性自認)等にかかわらず、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に支え合うことを約束したことを、市が証明するものです。

性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルなどが利用できます。
また、互いの親や子についてもファミリー(家族)として宣誓することができます。

～ 事業者の皆さまへ ～

この制度の対象となる方々は、お二人の関係を対外的に証明できないことの不便や、法律上の夫婦であれば受けられるサービスが適用されない、家族としての扱いが受けられないなどの様々な生きづらさを抱えています。

この制度には、婚姻制度のような法律上の効力はありませんが、**お二人の関係が尊重され、自分らしく安心して生きることができ環境づくりにつなげるためのものです。**

事業者の皆さまにおかれましては、受領証や受領証カードの提示を受けた場合は、趣旨をご理解いただき、配偶者(又は家族)と同様のサービスをご提供いただく等、ご配慮・ご協力をお願いいたします。

なお、受領証等を提示したお二人の関係について、本人の同意なく、第三者へ伝えることのないように十分にご注意ください。

宣誓書受領証カード見本

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード	
奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱い に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシ ップ宣誓書を受領したことを証します。	
本人	パートナー
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日	年 月 日 奥州市長

以下の行為は、条例で禁止しています

◆ カミングアウト強制

性的指向やジェンダーアイデンティティの公表を本人に強制してはいけません。

◆ アウティング

本人の意に反して、性のあり方を第三者に対して公表することは、重大な人権侵害であり、命にかかわるような場合もあります。本人の同意がなければ、たとえ親切心からだとしても、他の人に伝えることは絶対にしてはいけません。



【問い合わせ】

奥州市 協働まちづくり部 地域づくり推進課
〒023-1192 奥州市江刺大通り1番8号
電話: 0197-34-1618(直通)